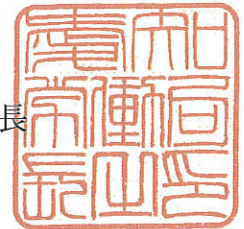


愛労発基 1020 第 2 号
平成 26 年 10 月 20 日

(一社) 日本クレーン協会
東海支部長 殿

愛 知 労 働 局 長



職場の年末安全衛生推進運動の実施について

時下、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働行政、とりわけ安全衛生対策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

愛知労働局管内の労働災害による休業 4 日以上の死傷者は、近年は増減を繰り返して毎年 6,500 人前後が被災しており、第 12 次労働災害防止計画の推進により平成 29 年には被災者を約 5,400 人まで減少させようとする目標達成が危うくなっており、誠に遺憾に存じます。

今後、労働災害による被災者を大幅に減少させるためには、各事業場における労働災害防止のための取組みを活性化していただくことが必要です。

そのためにはまず、経営のトップ自らが先頭に立って安全衛生管理に取り組んでいただくことが重要です。そして、実際の取組みについても、単に労働者に注意喚起を促すだけではなく、災害を引き起す危険源を的確に把握し、その危険源に対してリスクアセスメント手法を用いた評価・対策を確実に施していくなど、組織的に具体的な対策を講じていただく必要があります。

以上により、本年度からの当局における年末の労働災害防止運動は、「職場の年末安全衛生推進運動」と銘打って、一般労働者の労働災害防止に加え、年末の繁忙対応として採用される臨時作業員等が、作業に不慣れなために労働災害に被災することがないように、適切なリスクアセスメントの推進と定着による危険源対策を的確に行っていただくことにより、災害防止を目指した活動として展開を図ろうとしています。

つきましては、別添 1 の「平成 26 年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱」に基づく取組みを行うこととしましたので、当該趣旨にご賛同いただき、協賛としてご協力をお願いします。また、貴機関傘下の会員事業場等において、別添 2 の「平成 26 年度職場の年末安全衛生推進運動への取組要請」にある活動が展開されるよう周知方協力も併せてお願いします。



平成 26 年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・労働基準監督署

1 趣 旨

愛知県内における労働災害の死亡者数は平成 24 年に初めて 50 人を下回る 49 人となったものの、平成 25 年は再び 50 人を上回ることとなり、本年度も現時点で昨年よりも多い被災者を数えています。また、休業 4 日以上之死傷災害についても、ここ数年 6,500 人前後の被災者数で増減を繰り返し、減少が滞っている状況にあります。

このような中、年の瀬を迎える慌ただしさの中で、不幸な労働災害により、家庭の中の労働力の誰一人としてケガすることなく、明るく新たな年を迎えられる職場を作ることを目指して、危険源の性質に着眼したリスクアセスメントの手法を用い、論理的な安全衛生管理の推進と定着のため「平成 26 年度 職場の年末安全衛生推進運動」を展開します。

2 推進スローガン

「 無災害 みんなで迎える 明るい新年 」

3 職場の年末安全衛生推進運動目標

論理的な安全衛生管理の推進・定着による労働災害発生防止

4 平成 26 年度 職場の年末安全衛生推進運動 実施期間

平成 26 年 12 月 1 日 ～ 平成 26 年 12 月 31 日

5 主 唱 者：愛知労働局・各労働基準監督署

6 協 賛 者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康福祉機構愛知産業保健総合支援センター、(公)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(社)日本ボイラ協会愛知支部、(社)日本クレーン協会東海支部、(社)日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部

7 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署幹部と労働災害防止団体幹部との合同パトロール
- (2) 職場の安全衛生推進運動啓発のポスター・リーフレット配布等広報
- (3) 事業者の行うリスクアセスメント等への支援・指導

8 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生への所信表明と職場巡視
- (2) 危険源の性質に着眼したリスクアセスメントの手法による災害防止対策
 - ア 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」による対策検討
 - イ 職場内で使用される化学物質の安全データシート (SDS) 情報に基づく管理
 - ウ 応急対策のまま、リスク対応が先送りされている箇所の恒久対策処置
- (3) 学生アルバイト等新規採用者への雇い入れ時安全衛生教育の確実な実施
- (4) 学生アルバイト始め未熟練労働者への OJT による安全作業方法の習熟訓練

平成 26 年度 職場の年末安全衛生推進運動への取組要請

平成 26 年 愛知労働局

労働災害による休業 4 日以上被災者数は、増減を繰り返し毎年約 6500 人が死傷している状況であり、これら労働災害による被災者を減少させるためには、危険源の性質に着眼したリスクアセスメントの手法を用い、論理的な安全衛生管理を推進・定着させる必要があります。

特に、これからの年末の時期の繁忙により発生する労働災害を防止するため、次の取組みが是非とも必要となっておりますので、各事業場においてのお取り組みをお願いします。

1 経営トップによる安全衛生への所信表明

作業の安全衛生を確保するためには、経営トップが安全衛生の重要性を所信として表明し、作業者とともに安全衛生管理向上のための改善を図ってゆく必要があります。そして、経営トップ自らが職場巡視を行い、職場の安全衛生対策の進み具合を率先して確認し、災害へのリスクを低く抑えるよう管理がされているかを確認してください。

2 リスクアセスメント等をベースとした現状の安全衛生対策の見直し

なんとなく危険と思うからではなく、機械や設備の保有する、熱・運動・位置などのエネルギーや化学物質の有害性などの危険源を確実に把握し、それぞれの危険源に対して、どのような防護措置を講ずればリスクの低減が図れるかを、この機会に作業を行う皆で検討してください。

その際、次の点に留意してください。

- (1) 厚生労働省から出されている「危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント等）に関する指針」を参考として、対策を講じること。
- (2) 作業で使用するあらゆる化学物質については、譲渡者・提供者等から安全性データシート（SDS）を入手し、その SDS 情報を利用してリスクを評価し、管理すること。
- (3) 「故障中」、「要修理」等の表示のまま放置された設備や、仮囲い、三角コーンやトラロープでの区画による安全衛生のための応急対策のまま、大きなリスクを放置しているような部分を、この時期に積極的に発掘し、適切な恒久的な安全衛生対策を講じること。

3 年末として特定の業種等で取組む事項

ア 製造業・商業・接客娯楽業

冬休みにおける学生アルバイトの就労増加、年末年始の繁忙対応のために採用されるパート等臨時作業員などへの就業時の安全衛生に関する雇入れ時教育の確実な実施と、未熟練な作業員への OJT による安全作業方法の習熟訓練の実施。

イ 建設業

年度末竣工等をひかえ、入場作業員数が増加する傾向にある年末に、現場への新規入場者教育が繁忙により割愛されることがないように、業界として教育の徹底と、安全な作業床と昇降設備の確保を前提とする墜落防止対策の徹底。

ウ 道路貨物運送業・陸上貨物取扱業

年末用品等の配送増加など繁忙が予想され、長時間運転等による過重労働の発生抑止のほか、交通労働災害防止対策のためのガイドライン、荷役作業の安全対策ガイドライン等に基づく管理の徹底。

エ 屋外を移動する作業が伴う業種

積雪・道路凍結等自然環境への対応として靴等の滑り止め、冬用タイヤへの換装、チェーン等の準備。